

生産物特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社が保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害は、次のいずれかの事由に起因するものに限ります。

- ①被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物（以下「生産物」といいます。）
- ②被保険者が行った保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の結果

(2) 当社は、(1)の事由に起因する事故が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に日本国内において発生した場合に限り、保険金を支払います。

第2条（用語の定義）

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|--------|--|
| 仕事の目的物 | 仕事が行われた対象物すべてをいいます。 |
| 完成品 | 生産物を原材料、部品（添加物および資材を含みます。）、容器または包装として使用して製造または加工された財物をいいます。 |
| 回収等の措置 | 生産物もしくは仕事の目的物またはこれらが一部をなすその他の財物についての回収、検査、修理、交換その他の適切な措置をいいます。 |

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ①被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造し、販売し、もしくは提供した生産物または行った仕事の結果

②被保険者による生産物または仕事の目的物の効能または性能に関する不当な表示（実際よりも著しく優良であると示すことをいいます。）または虚偽の表示

③被保険者が仕事を行った場所に放置または遺棄した機械、装置または資材

(2) 当社は、被保険者が次の財物の損壊またはその使用不能（財物の一部のかしによるその財物の他の部分の損壊またはその使用不能を含みます。）について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①生産物

②仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物（作業が加えられるべきであった場合を含みます。）

③完成品

④生産物もしくは完成品が機械・工具である場合または機械・工具の制御装置として使用されている場合は、その機械・工具によって製造または加工された財物

(3) 当社は、仕事の結果による事故については、仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要するときは、引渡しとします。）または放棄の前に発生した事故に対しては、保険金を支払いません。

(4) 日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合は、当社は、一切の損害（ただし、その訴訟を提起した者に係る部分に限ります。）に対して、保険金を支払いません。

第4条（回収等の措置の実施義務）

(1) 被保険者は、事故の発生またはそのおそれを知った場合は、事故の拡大または発生（同種の事故の発生を含みます。）を防止するため、遅滞なく回収等の措置を講じなければなりません。

(2) 被保険者が正当な理由なく(1)に規定する義務に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(3) 当社は、回収等の措置を講じるために要した費用に

対しては、被保険者が支出したかどうかにかかわらず、保険金を支払いません。

第5条（1事故の定義）

支払限度額または免責金額の適用にあたり、同一の原因または事由に起因して保険期間中に発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

第6条（普通保険約款等との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。